

第50回 日本伝統工芸近畿展 開催要項

令和3年度(2021年)

1. 趣 旨

伝統はつねに現在する。伝統はつねに現在し、工芸は美の根源にある。こんにち、工芸と呼ばれている世界は、かつては、わが国の美の領域のすべてなのであった。明治維新以来、西欧から導入された美術とわが国伝来の工芸は、それぞれ別個の展開を遂げてきたようにみえるけれども、われわれの美の意識は、いまなお、この伝統工芸の名を負う世界に根ざしていることを自覚する。
歴史の移り行きに耐え、かつそれと呼び交いながら、われわれの生活の襞くらしにひだ営まれている美の生産を、ともども確かめ合う機会となることを願って、本展を開催する。

2. 名 称

第50回 日本伝統工芸近畿展

3. 主 催

主 催 京都府教育委員会 大阪府教育委員会 奈良県 滋賀県
日本経済新聞社 京都新聞
日本工芸会 日本工芸会近畿支部

4. 会期・会場

京都 令和3年4月14日(水)～19日(月) 京都高島屋7階 グランドホール

5. 出 品 ※今回は輸送搬入も受け付けます。

- (1) 出品は公募とし、近畿二府四県の作家を対象とする。
- (2) 出品作品は本展の趣旨にそうもので、自己が制作した未発表のものであること。
- (3) 出品料1点につき8,000円。

同封の郵便振替票を用いて、ゆうちょ銀行の指定口座に振込「郵便振替払込票の控え」のコピーを出品申込書に貼付のこと。

※出品料は輸送・持込搬入に関わらず事前振込のみとする。

- (4) 出品点数は一人2点以内とする。
- (5) 出品作品には作品の裏側その他適当な箇所に作品名および作者氏名を明記した紙または布を付すること。また、陶芸以外の作品には安全を確保し得る輸送可能な梱包をし、外箱の表にも作品名・作者氏名を明記すること。

- (6) 作品搬入日時は次の通りとする。

輸送搬入 出品申込書を同梱して下記日時指定にて輸送のこと

令和3年1月15日(金)13:00～17:00・16日(土)10:00～12:00

持込搬入 令和3年1月16日(土) 陶芸12:00～14:00 陶芸以外14:30～16:30

作品の搬入先 日本伝統工芸近畿展鑑査会場

〒602-8216 京都市上京区堀川通今出川南入 西陣織会館5階

TEL075-431-2255

- (7) 受付作品と引き換えに「預り証」を交付する。輸送搬入の場合は鑑査結果の通知に同封する。
- (8) 受付作品の保管は、搬出時まで、実行委員会がその責を負う。但し、不可抗力によって生じた損害については、その責を負わない。

6. 鑑 査

- (1) 鑑査は第一次鑑査(部門別)と第二次鑑査(総合)の二段階にて行う。
- (2) 鑑査委員の選考は実行委員会にて行う。鑑査委員は日本工芸会会員および学識者のうちから運営委員長が委嘱する。重要無形文化財保持者、府県指定無形文化財保持者、および鑑査委員の作品は第一次鑑査が免除される。
- (3) 鑑査委員は、互選により、委員長1名と副委員長1名を定める。
- (4) 鑑査委員長は、鑑査の方針を定め、鑑査を統括し、展覧会に陳列すべき作品を決定し運営委員長に報告する。
- (5) 鑑査については、異議の申し立てをすることはできない。
- (6) 鑑査結果の通知は書面をもって、1月18日(月)に発送して行う。なお、電話による問い合わせには応じない。

7. 授 賞

- (1) 入選した全作品を対象として、特に優秀と認められた作品の制作者に授賞選考委員会の議を経て、下記の賞および副賞(金30万円)を贈る。
但し、選考委員の作品は対象としない。
○第50回記念日本伝統工芸近畿賞 1点
- (2) 入選した作品のうち優秀と認められた作品の制作者に、授賞選考委員会の議を経て、下記の賞および副賞(金10万円)を贈る。
但し、重要無形文化財保持者、府県指定無形文化財保持者、および鑑査委員の作品は対象としない。
○京都府教育委員会教育長賞 1点 ○京都新聞賞 1点
○大阪府教育委員会賞 1点 ○松下幸之助記念賞 1点
○奈良県知事賞 1点 ○日本工芸会賞 1点
○滋賀県知事賞 1点 ○日本工芸会近畿支部長賞 1点
○日本経済新聞社賞 1点 ○第50回記念優秀賞 5点
- (3) 入選した作品のうち、特に奨励すべきと認められた作品を制作した初入選者または45才以下(令和3年1月1日現在)で日本伝統工芸展および日本伝統工芸近畿展における受賞歴のない制作者に、授賞選考委員会の議を経て、下記の賞および副賞(金5万円)を贈る。
○新人奨励賞 3点 ○第50回記念新人奨励賞 2点
- (4) 授賞選考委員は、実行委員会にて決定する。
- (5) 授賞の選考については、異議を申し立てることはできない。
- (6) 令和3年4月14日(水)に授賞式を行う。

8. 鑑査委員・授賞選考委員

日本工芸会 近畿支部ホームページ(以後HPと表記) <https://nihonkogeikaikinki.jp/>
において令和2年12月上旬までに発表する。

9. 陳 列

- (1) 陳列する作品は、本展が定めた鑑査に合格した入選作品とする。
但し、遺作については、運営委員長が出品を委嘱して陳列することができる。
- (2) 特別陳列作品として、実行委員会が必要と認めたものを陳列することができる。
- (3) 陳列は実行委員会が行う。
- (4) 陳列の位置配列などについて異議を申し立てることはできない。

10. 搬 出

- (1) 選外作品の搬出
西陣織会館5階において、1月21日(木) 10:00～12:00の間に「預り証」と引き換えに行う。
- (2) 入選作品の搬出
京都高島屋会場において、4月19日(月) 17:30～18:00の間に「預り証」と引き換えに行う。
陳列作品は、会期中搬出することができない。
- (3) (1)、(2) いずれの場合も時間内に搬出されない作品は、貴重品扱いの着払い(荷造り・輸送費一切を含む)にて輸送業者に委託するものとする。
- (4) 出品作品には、出品受付後、展示期間中および搬出時まで保険を掛けるので、売約否の場合も必ず作家手取額(保険金額)を記入する。

- ① 事故が起きた際には修理を前提として申告価格(出品申込書に記載された作家手取額)を超えない範囲で修理費の実費を支払うこととする。
- ② 関係者の合意により作品の修復が不可能と判断された場合には、申告価格を上限として補償することとする。
- ③ 申告価格の妥当性について関係者で相違がある場合は、第三者に鑑定を委ねることとし、その鑑定にて算出された評価額での支払いとする。

11. 作品・個人情報について

作品写真および出品の際に記載された情報は、報道機関への入選発表、図録掲載、主催者への資料提供、日本伝統工芸近畿展関係の案内、日本工芸会近畿支部HP・SNS、日本工芸会HP、日本工芸会が承認するHPへの掲載等に限って使用する。

12. 付帯行事

- (1) 図録の発行
- (2) HPへの掲載
- (3) その他適当な行事

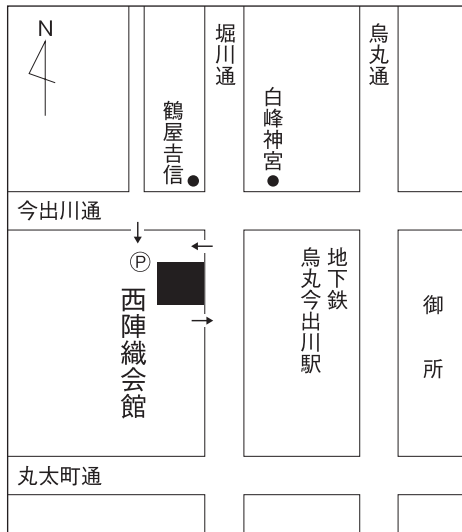
13. 業務の処理

本展の諸業務を円滑に推進するために、下記の委員会を設置する。

- (1) 運営委員会
 - (イ) 運営委員は主催者および会場提供者の代表とする。
 - (ロ) 運営委員の互選により委員長1名を定め、本展開催に必要な事項を審議決定する。
- (2) 実行委員会
 - (イ) 実行委員会は運営委員会の指示により、本展の実務について審議、実行する。
 - (ロ) 実行委員会は、本展開催の実務上必要な専門家を委嘱することができる。
 - (ハ) 実行委員の互選により委員長1名を定める。
 - (ニ) 実行委員長は、実務の状況を運営委員長に報告しなければならない。
- (3) 開催委員会
 - (イ) 開催委員会は実行委員長の指示により、各開催地に組織される。
 - (ロ) 開催委員会は、各展の開催の実務について審議、実行する。

14. その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は運営・実行委員会が定める。



搬入場所（西陣織会館）へのアクセス

- 市バス(堀川今出川)下車すぐ
- 地下鉄烏丸線(烏丸今出川)下車徒歩10分
- 京都駅からタクシーで約20分

日本伝統工芸近畿展運営実行委員会

〒604-8183 京都市中京区高倉通三条上る

京都府京都文化博物館内

公益社団法人日本工芸会近畿支部内

TEL 075-252-5205 FAX 075-252-2177

メール kinki@nihonkogeikai.or.jp

HP <https://nihonkogeikaikinki.jp/>



公益社団法人 日本工芸会 近畿支部 HP

今後の諸事情によって開催要項に変更が生じる場合もあります。